

立川市固定資産税・都市計画税の減免取扱基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、地方税法（昭和25年法律第226号）第10条、第367条及び第702条の8第7項並びに立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号。以下「賦課徴収条例」という。）第54条及び立川市都市計画税条例（昭和31年立川市条例第22号。以下「都市計画税条例」という。）第6条の規定に基づき、固定資産税及び都市計画税の減免の取扱に関し、その基準となる事務処理の方法について定め、事務の的確な運用を図るものとする。

(減免の意義)

第2条 減免は、納税義務者の個々の具体的な実情に着目し、一度課税権を行使した税についてその税額の一部又は全部を軽減又は免除するものであり、単に形式的な理由で税の負担を一律かつ無条件に減免するものではない。

第2章 減免の対象

(減免の対象資産)

第3条 減免の対象となる固定資産は、次の各号に掲げる種類に応じて当該各号に定めるものとする。

(1) 生活保護減免

生活保護法の規定による保護を受ける者の所有する固定資産（賦課徴収条例第54条第1項第1号に規定するもの。）

(2) 公益減免（有料で使用するものを除く。）

公益のために直接専用する固定資産（賦課徴収条例第54条第1項第2号に規定するもの。）

ア 集会所の土地及び家屋

イ 児童遊園、公園、緑地等の土地

ウ 認証保育所の土地、家屋及び償却資産

エ 幼稚園の土地、家屋及び償却資産

オ 専修学校又は各種学校の土地、家屋及び償却資産

カ 専修学校に附属する寄宿舎の土地、家屋及び償却資産

キ 公益社団法人又は公益財団法人が設立する寄宿舎の土地及び償却資産

ク 社会福祉施設附属宿舎の土地及び家屋

ケ 文化財として指定された土地及び家屋（登録有形文化財に指定された家屋の敷地は、除く。）

コ 国又は地方公共団体が無償で譲渡又は貸与を受けた土地、家屋及び償却資産

(3) 災害減免

災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産（賦課徴収条例第54条第1項第3号に規定するもの。）

(4) その他の減免

前各号に掲げるもののほか、特別な事由があるもの（賦課徴収条例第54条第1項第4号に規定するもの。）

ア 公の扶助を受ける者の所有する土地、家屋及び償却資産

イ 貧困により納税が困難な者の所有する土地、家屋及び償却資産

ウ 火災等により損害を受けた家屋及び償却資産

エ 病院、診療所、薬局、助産所及び柔道整復の施術所の家屋

オ 普通公衆浴場の土地、家屋及び償却資産

カ 相続税法（昭和25年法律第73号）の規定により物納された土地及び家屋

キ その他、特別の事由により市長が必要と認めた土地、家屋及び償却資産

(減免の対象者)

第4条 減免の対象となる者は、減免の対象資産に係る固定資産税・都市計画税の納税義務者とする。なお、連帯納税義務者のうち1人に対して減免を行う場合には、原則として他の連帯納税義務者に対しては、減免の効力が生じないこととする。ただし、市長及び他の連帯納税義務者の1人が別段の意思を表示したときは、他の連帯納税義務者に対する効力は、その意思に従う。

別段の意思を表示する場合には、原則として他の連帯納税義務者の別段の意思を記載した書類を市長に提出しなければならない。なお、意思の変更が生じた場合は遅滞なく変更の意思を記載した書類を市長に提出しなければならない。

第3章 減免の申請及び決定の手続き

(減免の申請者)

第5条 減免の申請ができる者は、前条に規定する減免の対象者又は納税管理人とする。ただし、契約又はその他の事情により、真にやむを得ないと市長が認めるものに限り、当該減免の対象者に代わって代理の申請を認めるものとする。

(減免の申請)

第6条 減免を申請しようとする者は、この基準に特別に定めのある場合を除き、賦課徴収条例第54条第2項に規定する減免申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）に、別表1に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該減免対象資産の所有者と利用者が異なる場合には、無償で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(減免の審査)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、次に掲げるところにより審査を行うものとする。

- (1) 申請事項に関し、速やかに現地調査を行い、事実の確認をする。
- (2) 減免は第4章に掲げる基準により審査する。
- (3) 減免は、申請を受理した日（以下「申請日」という。）の状態において審査する。

(減免の決定)

第8条 市長は、減免の可否の決定を行ったときは、当該申請者（共有の場合は、代表者とする。）にその結果を通知するものとする。

- 2 減免の決定を行ったときは、「固定資産税・都市計画税減免決定通知書（以下「決定通知書」という。）により通知し（ただし、第12条に規定する減免を除く。）、減免を認めないときは、「固定資産税・都市計画税減免について」により通知するものとする。

(減免事由の消滅)

第9条 決定通知書を受けた者は、減免事由が消滅したときは、賦課徴収条例第54条第3項の規定により、直ちに固定資産税・都市計画税減免事由消滅申告書（第2号様式、以下「消滅申告書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、減免事由の消滅の日の属する年度の4月から消滅の日の属する月の前の納期分まで、減免することができる。この場合において、消滅の日が明らかでないときは、消滅申告書の受理日を消滅の日とみなすものとする。
- 3 市長は、消滅申告書を受理したときは、その内容を審査し、固定資産税・都市計画税減免取消通知書（以下「取消通知書」という。）により、当該申告者（共有の場合は、代表者とする。）に通知するものとする。

(減免の取消し)

第10条 減免決定者が次のいずれかに該当する場合は、市長は、その決定を取消すものとする。

(1) 減免事由が消滅しているにもかかわらず、消滅申告書を提出しない者は当該減免が消滅したときにさかのぼり取消す。

(2) 虚偽の申請等により不正に減免を受けた者、あるいは、故意又は重大な過失のある者には当該減免事由が初めてなされたときにさかのぼり取消す。

2 市長は、前項の規定により減免の決定を取消すときは、取消通知書により、当該申告者（共有の場合は、代表者とする。）に通知するものとする。

(減免手続きの特例)

第11条 市長は、第3条第1項第2号及び同条第1項第4号ウからカまでに規定するもののうち、次に掲げるものは、課税前に減免の処理を行うことができる。

(1) 前年度において減免の決定を行ったもので、当該年度においても減免事由に変更がなく、管理状況が適切であると市長が確認したもの。

(2) 当該課税年度の初日が帰属する年の4月末日までに申請書を受領し、新たにこれを減免決定することにしたもの。

2 市長は、次に掲げるところにより課税前の減免処理を行うものとする。

(1) 減免一覧表を作成し、当該年度の当初調定を行うときに一括して減免の決定を行う。

(2) 申請書の提出は毎年求めるものとする。なお、前項1号により市長が確認したものについては申請書の提出を省略することができる。また、決定通知書については納税通知書に減免税額を記載することにより、これに代えるものとする。

第4章 減免の基準

(生活保護減免)

第12条 生活保護法の規定による保護を受ける者の固定資産とは、生活保護法による生活扶助を単給されている者及び生活扶助と生活扶助以外の扶助を併給されている者の所有する固定資産をいう。

(公益減免)

第13条 公益のために直接使用する固定資産（有料で使用するものを除く。）とは、その資産が不特定多数の使用又は利用のために現に供され、公共の利益の増進が図られていると市長が認めるもので、次の各号に掲げる固定資産の種類に応じて、当該各号に定める基準に該当するものをいう。

なお、有料で使用するとは、当該資産の貸借が有料でなされていることをいい、認定は使用規則及び契約書等の添付を受けて行う。

(1) 集会所の土地及び家屋

ア 町内会、自治会等（以下「町内会等」という。）の住民団体が直接その本来の用務（集会等）に使用するほか、公共事業に無償で貸与し地域社会に奉仕している施設及びその敷地をいう。また、その他の個人、法人が所有する施設及び敷地を町内会等が無償により借用し、使用している場合も同様とする。

ただし、管理人の居室及び一般の住宅等と同様の使用状態にあるものは、減免の対象としない。

イ 区分所有の家屋のうち区分所有の目的たる集会室、会議室等が規約で共用部分（規約共用登記がなされている場合及び団地については団地共用部分たる旨の登記がなされている場合に限る。）とされ、かつ、町会の認定を受けた管理組合の専用とされている場合。

ウ 共同住宅の一部が集会室、会議室等として利用され、かつ、当該共同住宅の入居者を主として構成される町内会等の専用である場合。

(2) 児童遊園、公園、緑地等の土地

一般に開放又は提供された児童遊園、公園、緑地その他公益のために供しているこ

とが明らかな土地で、次に掲げるものをいう。

ア 樹木、柵その他これに類するもので区画され、管理・使用状況が適正であると市長が認めるもの。

イ 容易に所有権移転及び形状の変更ができない状態のもの。

(3) 認証保育所の土地、家屋及び償却資産

都知事から認証保育所の設置の認証を受けた者（以下「設置者」という。）が、直接保育の用に供する資産をいう。ただし、設置者以外の者が認証保育所の用に供する固定資産を所有し、設置者に貸し付けている場合には、無償貸付の場合に限り減免対象とする。この場合において、直接保育の用に供する資産とは、遊戯室、保育室、事務室等保育のため必要な施設及びその敷地、運動場等とする。

(4) 幼稚園の土地、家屋及び償却資産

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び同法附則第6条の規定に基づく幼稚園で、所轄庁の許可を得て設立した個人又は法人（地方税法第348条第2項第9号の対象となる非課税のものを除く。）が、直接保育の用に供する資産をいう。

この場合において、直接保育の用に供する資産とは、遊戯室、保育室、事務室等園児の保育のため必要な施設及びその敷地、運動場等とする。

(5) 専修学校又は各種学校の土地、家屋及び償却資産

学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定に基づく専修学校（地方税法第348条第2項第9号の対象となる非課税のものは除く。）又は学校教育法第134条第1項に基づく各種学校（地方税法第348条第2項第9号の対象となる非課税のものは除く。）において、直接教育の用に供する資産をいう。直接教育の用に供する資産とは、当該学舎において、教科目の学習その他学校教育の目的とする教育活動が行われることを常態とすることである。

(6) 専修学校に附属する寄宿舎の土地、家屋及び償却資産

前号に規定する専修学校又は各種学校に附属する寄宿舎については、地方税法第348条第2項第26号に規定する家屋に準じた要件において減免する。

(7) 公益社団法人又は公益財団法人が設立する寄宿舎の土地及び償却資産

地方税法第348条第2項第26号の規定により非課税とされている寄宿舎の家屋にかかる土地及び償却資産。

(8) 社会福祉施設附属宿舎の土地及び家屋

地方税法第348条第2項第10号の7の規定により非課税とされている、社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する固定資産について、これに附属する職員宿舎及びその敷地のうち、社会福祉法による第1種及び第2種社会福祉事業を行う施設に附属する職員宿舎であつて、国又は都による施設整備費の補助金の対象となっているもの。

(9) 文化財として指定された土地及び家屋

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、東京都文化財保護条例（昭和51年3月条例第25号）又は立川市文化財保護条例（昭和29年6月条例第12号）において文化財として指定を受けた土地及び家屋で、国等から要請のあるもの又は関係部署による副申が提出され、公共性・公益性が高く減免が相当と認められるもの。但し、登録有形文化財に指定された家屋の敷地は、減免しないものとする。

(10) 国又は地方公共団体が無償で譲渡又は貸与を受けた土地、家屋及び償却資産

無償による譲渡、寄付の場合は、所有権の移転登記が完了し減免申請がなされた日以降に到来する納期限に係る分の税額を減免し、無償で貸与された場合には、貸借契約が締結され減免申請がなされた日以降に到来する納期限に係る分の税額を減免する。

(災害減免)

第14条 災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産の減免は、市の全部又は

一部にわたり著しく価値を減じた固定資産で、自治省事務次官通知（平成１２年４月１日付「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」）の第３・２・（２）により取り扱うものとし、次に掲げる基準によるものとする。

（１）被災した固定資産の減免は、損害の程度に応じ次に掲げる減免割合により認定する。

	土 地	家 屋 (()内は罹災証明書の被害程度区分)	減免割合
損 害 の 程 度	被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない、又は復旧不能のとき（全壊）	全 部
	被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき（大規模半壊）	10 分の 8
	被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき（中規模半壊）	10 分の 6
	被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき（半壊）	10 分の 4

（２）農作物だけに損害を受けた農地については、土地に対する減免に準じ認定する。

（３）償却資産については、家屋に対する減免に準じ認定する。

（４）損害の程度は、土地にあっては一体として利用される部分、家屋にあっては一棟、償却資産にあっては同一事業所に所在する資産ごとに認定する。

（５）全焼、全壊等の完全なる破損を免れた家屋であっても、建替えが必要と判断される場合には、なお、残存部分があっても全焼、全壊に準じた取扱いをするものとする。また、り災家屋が賦課期日を超えて残存した場合においても、残存部分の状況が著しく荒壊にひんしているときと認められるときは、当該年度の減免措置のほかに、次年度の経過を見定めつつ、課税客体から除外するなどの措置を行うものとする。

（その他の減免）

第１５条 第１２条から前条に規定するもののほか、特別の事由があるものとは、次の各号に掲げる固定資産の種類に応じて、当該各号に定める基準に該当するものをいう。

（１）公の扶助を受ける者の所有する土地、家屋及び償却資産

ア 公の扶助を受ける者とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第２項に規定する支援給付を受ける者、厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和２９年５月８日社発第３８２号）に基づき生活保護法の準用による措置を受ける者並びに生活保護法第１１条第１項に規定する保護に類する保護を目的とする団体の扶助を受ける者をいう。

イ 公の扶助を受ける者であるか否かの認定は、その事実を証明する書類の添付を受け、その経緯や実情を勘案して行う。

ウ 減免の対象となる資産には、公の扶助を受ける者及びその者と同一世帯に属する

者の所有するものも含む。

(2) 貧困により納税が困難な者の所有する土地、家屋及び償却資産

ア 貧困により納税が困難な者とは、第12条及び前号の公の扶助を受ける者に準ずる者をいう。

イ 貧困により納税が困難な者であるか否かの認定は、収支明細、家族の状況、資産の有無、資産の活用可能性、扶養の状況、その他貧困により納税が困難な事情等を事実確認の上行う。

ウ 収入の認定を行う場合は、当該申請に係る納期限の前月までの過去1年間の当該世帯の収入を、給与支払報告書・給与等支給明細書、公的年金等支払報告書・年金額改定通知書、預貯金通帳等により事実の確認を行い、生活保護法第24条第3項に規定のある保護の要否の決定における収入認定の方法に準じて必要経費等を控除しその対象となる額を認定したうえで、その額から当該年度に納付すべき固定資産税・都市計画税のうち、申請日までの到来納期限の税額で既に納付した税額に相当する額を控除する。

エ 次の式に該当する収入があるときは、貧困により納税が困難な者とはみなさない。
(勤労収入) + (資産収入) + (その他収入)

> (当該年度の生活保護基準に準じ算出した年間保護基準相当額)

① 勤労収入とは、給与、日雇収入、農業収入、事業(自営)収入、退職給与金、休職給与金等をいう。

② 資産とは、現金、預貯金、受取手形、売掛金、未収金、有価証券、出資金、貸付金、土地、家屋、機械、車両、備品等をいう。

③ その他収入とは、恩給、年金、雇用保険、生命保険金、補償金、贈与、仕送り等をいう。

オ 当該年度中に就業、同居、資産の活用が見込まれるときは、納期限ごとに減免の決定を行う。

(3) 火災等により損害を受けた家屋及び償却資産

家屋及び償却資産が火災等により、滅失又は甚大な被害を受けたものをいい、被害の認定は第14条1号による損害の程度及び減免割合に準じて行うものとする。

(4) 病院、診療所、薬局、助産所及び柔道整復の施術所の家屋

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第65条の規定による病院、診療所及び薬局、医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定による病院、診療所及び助産所並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第2項の規定による施術所の開設者(配偶者又は賃貸関係のない親若しくは子の所有も含む。)が直接所有し、若しくは無償貸与によって使用している固定資産のうち、直接診療、調剤、助産又は施術(以下「診療等」という)の用に供する部分について、諸証明の提出や実態調査の実施を経て事実確認のうえ行うものとする。

イ 専ら医療の用に供している固定資産であっても、健康保険の適用がないもの、又は賃借を受けて事業を行っているものは減免の対象としない。

ウ 直接診療等の用に供する家屋とは、次の表の減免対象部分に掲げるものとする。

① 減免対象部分

診察室、施術室、手術室、処置室、臨床検査室、エックス線室、調剤室、分べん室、化学細菌病理検査室、血液採取室、回復室、準備室、予備室、医師宿直室、看護室、看護師室、患者の応接及び待合室、医局員室、事務室、院長室、看護師長室、死体収容室、解剖室、消毒室、汚物処理室、乾燥室、患者用玄関、患者用便所、患者用洗面所、患者用調理室、患者用食堂、患者用浴室、新生児入浴室、薬品倉庫、医療器具倉庫、ボイラー室及びこれらに接する廊下(階段、エレベーターを含む)等、その他直接診療等の用に供する部分
--

② 減免非該当部分

住宅部分、職員食堂、職員用休憩室、職員用ロッカー室、更衣室、賃貸部分、一般営
--

利事業に付する部分、売店、公衆電話室、キャッシュコーナー

(5) 普通公衆浴場の土地、家屋及び償却資産

ア 東京都公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置の基準に関する条例（昭和39年東京都条例第184号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場の用に供する固定資産（土地にあっては地方税法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地以外の土地に限る。）で、次のイに掲げるものを除く。

イ 厚生省生活衛生局長通知（平成9年7月22日付「福祉入浴援助事業（デイセントー事業）を行う公衆浴場の施設・整備及び運営基準について」）により次のとおり取り扱うものとする。

①減免対象部分

塀、庭園、独立煙突等の構築物、調整器、温水器、濾過機等の機械装置、燃料運搬用貨車荷車等の車両及び運搬具、テレビ、体重計、冷暖房機器等の器具備品等

③ 減免非該当部分

自動販売機、コインランドリー、マッサージ機、サウナ風呂等で別途料金を徴収するもの等

(6) 相続税法の規定により物納された土地及び家屋

相続税法第33条及び第41条第2項1の規定により物納された土地及び家屋については、物納制度の特殊性に考慮し移転登記の完了をもって取り扱うものとする。

(7) その他、特別の事由により市長が必要と認めた土地、家屋及び償却資産

前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたものに対して減免する。

ア 救命救急士養成所

社会的な要請を受けて設立された救命救急士の養成のための施設。

イ 看護師養成施設及び付属する学生寄宿舍

一般の個人又は法人が社会的な要請を受け、所轄庁の認可を得て設立した看護師養成施設で、専ら学校の用に供している部分はこれを免除する。また、看護師養成施設の奨学の目的で無償又は入居の対価が総務省令で定める基準に適合するもので、学生の生活の利便に資する学生寮、寄宿舍も同様とする。

ウ 歩行者専用デッキ

立川市歩道立体化計画に沿って築造されたものであり、かつ、不特定多数の通行に用に供されており、歩行者の便宜と安全に寄与しているものに限る。

エ 街路灯及びアーチ

都市の美観並びに防犯上公衆の利益のために供されているものに限る。ただし、専ら特定の商店の広告のみに利用されている場合は対象外とする。

オ 市の援助を受けた駐輪場

駅周辺等の駐輪場不足を解消する目的で、地方公共団体の補助を受けて施設整備したときは、事業の公共性の観点から3年間に限り減額する。

カ その他特別の事由により市長が特に必要と認めたもの。

第5章 税額処理

(納期限に係る減免税額)

第16条 納期限に係る減免税額の処理は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 当該賦課年度に属する税額のうち、未到来納期限に係るものに適用する。

(2) いったん納付された税額については、原則として減免の対象としない。

(3) 納期限は、申請書に添付された納税通知書に記載された期日とする。

(4) 納期限に係る申請日による割合（以下「申請日割合」という。）は、次に掲げるとおりとする。

申 請 日	申請日割合
申請日が第 1 期分の納期限日までのもの	4 / 4
申請日が第 1 期分の納期限日翌日から、第 2 期分の納期限日までのもの	3 / 4
申請日が第 2 期分の納期限日翌日から、第 3 期分の納期限日までのもの	2 / 4
申請日が第 3 期分の納期限日翌日から、第 4 期分の納期限日までのもの	1 / 4

(減免率)

第 17 条 減免対象資産の種類による減免の率（以下「減免率」という。）は、次に掲げるとおりとする。

種 類		減免率
1. 生活保護 減免	(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者の所有する土地、家屋及び償却資産	10/10
2. 公益減免	(1) 集会所の土地及び家屋	10/10 【ただし、 (9) については 5/10 とする】
	(2) 児童遊園、公園、緑地等の土地	
	(3) 認証保育所の土地、家屋及び償却資産	
	(4) 幼稚園の土地、家屋及び償却資産	
	(5) 専修学校又は各種学校の土地、家屋及び償却資産	
	(6) 専修学校に附属する寄宿舍の土地、家屋及び償却資産	
	(7) 公益社団法人又は公益財団法人が設立する寄宿舍の土地及び償却資産	
	(8) 社会福祉施設附属宿舍の土地及び家屋	
	(9) 文化財として指定された土地及び家屋	
	(10) 国または地方公共団体が無償で譲渡又は貸与を受けた土地、家屋及び償却資産	
3. 災害減免	(1) 当該土地、家屋及び償却資産	第 14 条の減免割合による
4. その他の 減免	(1) 公の扶助を受ける者の所有する土地、家屋及び償却資産	10/10
	(2) 貧困により納税が困難な者の所有する土地、家屋及び償却資産	10/10
	(3) 火災等により損害を受けた家屋及び償却資産	第 14 条の減免割合による
	(4) 病院、診療所、薬局、助産所及び柔道整復の施術所の家屋	7/10
	(5) ア 普通公衆浴場の土地、家屋及び償却資産 イ 福祉入浴援助事業の適用を受ける家屋及び償却資産	2/3 5/6

	(6) 相続税法の規定により物納された土地及び家屋	10／10
	(7) その他、特別の事由により市長が必要と認めた土地、家屋及び償却資産 ア 救命救急士養成所 イ 看護師養成施設及び付属する学生寄宿舍 ウ 歩行者専用デッキ エ 街路灯及びアーチ オ 市の援助を受けた駐輪場 カ その他特別の事由により市長が特に必要と認めたもの	10／10 【ただし、オについては 5／10 とする】

附 則

この基準は、平成24年度課税から適用する。

附 則

改正後のこの基準は、平成28年度課税から適用する。

附 則

改正後のこの基準は、令和3年度課税から適用する。

附 則

改正後のこの基準は、令和8年度課税から適用する。

第6条（2）号関係

減 免 対 象 資 産	添 付 す る 書 類
（１）生活保護法の規定による保護を受ける者の所有する固定資産	生活保護受給証明書
（２）公益のために直接専用する固定資産	
ア 集会所の土地及び家屋	会則、規約、所有者であることが証明出来る書類、使用貸借契約書、家屋平面図等
イ 児童遊園、公園、緑地等の土地	使用貸借契約書等
ウ 認証保育所の土地、家屋及び償却資産	所轄庁の認可証、使用貸借契約書、家屋平面図等
エ 幼稚園の土地、家屋及び償却資産	所轄庁の認可証、使用貸借契約書、家屋平面図等
オ 専修学校又は各種学校の土地、家屋及び償却資産	所轄庁の認可証、使用貸借契約書、家屋平面図等
カ 専修学校に附属する寄宿舍の土地、家屋及び償却資産	所轄庁の認可証、使用貸借契約書、家屋平面図等
キ 公益社団法人又は公益財団法人が設立する寄宿舍の土地及び償却資産	収支計算書、該当する事由を証する書類等
ク 社会福祉施設附属宿舍の土地及び家屋	該当する事由を証する書類等
ケ 文化財として指定された土地及び家屋	指定されたことを証する書類
コ 国又は地方公共団体が無償で譲渡又は貸与を受けた土地、家屋及び償却資産	無償譲渡契約書、無償貸与契約書等
（３）災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	り災証明書、該当する事由を証する書類等
（４）前各号に掲げるもののほか、特別な事由があるもの	
ア その他公の扶助を受ける者の所有する土地、家屋及び償却資産	当該扶助の受給証明又はこれに類する書類等

イ 貧困により納税が困難な者の所有する土地、家屋及び償却資産	該当する事由を証する書類等
ウ 火災等により損害を受けた家屋及び償却資産	り災証明書、該当する事由を証する書類等
エ 病院、診療所、薬局、助産所及び柔道整復の施術所の家屋	保険医療機関の指定通知書、開設届の写、助産師又は柔道整復師の免許証、使用貸借契約書、家屋平面図等
オ 普通公衆浴場の土地、家屋及び償却資産	営業許可書の写し、家屋平面図等
カ 相続税法の規定により物納された土地及び家屋	物納財産収納済証書、物納財産明細書、所有権移転登記簿等
キ その他、特別な事由により市長が必要と認めた土地、家屋及び償却資産	
①救命救急士養成所	指定証明書等
②看護師養成施設及び付属する学生寄宿舍	所轄庁の認可書、該当する事由を証する書類、家屋平面図等
③歩行者専用デッキ	該当する事由を証する書類等
④街路灯及びアーチ	該当する事由を証する書類等
⑤市の援助を受けた駐輪場	公益法人であること及び補助を受けていることを証する書類
⑥その他特別の事由により市長が特に必要と認めたもの	該当する事由を証する書類等

なお、添付する書類での会則、規約、使用貸借契約書、所轄庁の認可書等の重要書類については、本証の写しをもって受け付けができるものとする。